○釧路市阿寒町社会福祉センター条例

平成17年10月11日

釧路市条例第86号

改正 平成19年3月22日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、釧路市阿寒町社会福祉センター(以下「社会福祉センター」という。) の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 社会福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

70 - 10					
名称	位置				
釧路市阿寒町総合福祉センター	釧路市阿寒町中央1丁目5番1号				

(使用手続)

- 第3条 社会福祉センターを使用するときは、あらかじめ所定の申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認について管理上必要があると認めたときは、その使用を拒否し、又 は条件を付すことができる。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、必要があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。 (使用料の不環付)

- 第6条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当 すると認めたときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなったとき。
 - (2) 使用前に取消し又は変更の申出があったとき。
 - (3) その他還付すべき特別の事情があったとき。

(使用者の義務)

- 第7条 使用者は、その使用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認の条件に従い、規律ある使用をすること。
 - (2) 火災等災害の防止及び衛生に留意するとともに、施設設備等の保全その他の事故防

止に十分な措置を講じること。

- (3) 使用上特別な設備をしようとするとき又は既設のものに変更を加え、若しくは特殊な機械等の持込みをしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 使用者は、その利用の権利をほかに譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。
- 2 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたときは、直ちにその使用場 所を原状に回復して返還しなければならない。
- 3 使用者が前項の義務を遵守しないときは、市長において執行し、その費用を使用者から 徴収することができる。

(使用の制限)

- 第8条 市長は、社会福祉センターの使用に関し次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認せず、又は使用の承認を取り消し、若しくは停止させることができる。
 - (1) 施設設備等を破損するおそれがあり、管理上支障があるとき。
 - (2) 公安及び風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
 - (4) この条例に違反したとき。
 - (5) 承認の条件に違反したとき。
 - (6) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
 - (7) 前各号のほか、使用が不適当であると認めたとき。
- 2 前項の規定により、使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。 (命令)
- 第9条 市長は、社会福祉センターを無断で使用した者に対して、その中止を命ずることができる。

(賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設設備等を損傷し、又は滅失したと きは、その損害を賠償しなければならない。

(管理人)

- 第11条 市長は、社会福祉センターに管理人を置くことができる。
- 2 管理人は、社会福祉センターを管理するとともに、火災及び盗難予防に努めなければな らない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第9条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、1万円以下の過料に処する。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の阿寒町社会福祉センター条例(平成15年阿寒町条例第30号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例に よる。

附 則(平成19年3月22日条例第21号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	第1種		第2種		
	1時間当たり		1時間当たり		
	5月から10月	11月から4月	5月から10月	11月から4月	
	まで	まで	まで	まで	
大集会室	590円	760円	3,070円	3,830円	
ステージ	230円	390円	1,160円	1,930円	
娯楽集会室A	140円	230円	760円	1,160円	
娯楽集会室B	140円	230円	760円	1,160円	
娯楽集会室C	140円	230円	760円	1,160円	
小会議室A	140円	230円	760円	1,160円	
小会議室B	140円	230円	760円	1,160円	
栄養実習室	140円	230円	760円	1,160円	
会議室兼研修室A	230円	300円	1,160円	1, 930円	

会議室兼研修室B	230円	300円	1,160円	1,930円

備考

- 1 第1種は、市内の諸団体又は個人の使用の場合
- 2 第2種は、市外の諸団体又は個人の使用の場合
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収する使用者及び営利を目的とする使用者の場合は、第1種にあっては第2種、第2種にあっては第2種使用料の100分の200 の額を徴収する。
- 4 使用時間30分以上の場合は1時間とし、30分未満の場合は切り捨てる。